

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実等を求める意見書

昨年から続く新型コロナウイルス感染症のまん延は地域経済に大きな影響を及ぼしており、地方財政は、来年度においても大幅な財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、コロナ禍対策はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題への対応を求められていることに加え、医療・介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増大する財政需要に見合う財源確保が不可欠な状況にあります。

よって、国におかれては、さらなる地方財政の充実・強化を図るため、下記の事項について実施されますよう強く要望します。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 子育てや地域医療の確保、介護、児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズに対応し、人材を確保するための社会保障予算を確保するとともに、地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 感染症の影響を踏まえた今後の地方創生の実現に向けた、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に必要な財源を確保すること。
- 4 各種税制の見直しに当たっては、地方自治体の財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。
- 6 自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進に当たっては、各自治体のデジタル化の現状や周辺状況を十分に把握し、各自治体に見合った助言・支援を行うとともに、必要な財政的支援を的確に行うこと。

- 7 新型コロナウイルス感染症の対策に当たっては、引き続き地方財源措置を的確に行うとともに、アフターコロナに向けた地方活性化と新たな感染症に対応した体制強化のための十分な財源措置を図ること。
- 8 令和2年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
- 9 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月29日

上田市議会議長 土 屋 勝 浩